

ダッソー・システムズ（3DS） – 調達に関する一般条項

1. **契約** サプライヤー（以下「サプライヤー」）と注文書に記載される 3DS との間の契約（以下「本契約」）は、商品（以下「製品」）及び（又は）サービス（以下「サービス」）の提供に適用される本一般条項（以下「GTC」）、GTC が添付される注文書（以下「注文書」）及び、適用される場合、適切に署名され、注文書に引用されているサービス及び（又は）製品の仕様（以下「仕様書」）を含む。本契約は、(i) 注文書に記載された注文書の日付、又は(ii) 3DS がサプライヤーに注文書を送付した日のうちいずれか早い方の日付（以下「効力発生日」）に効力を生じる。
2. **関連会社** 関連会社とは、直接又は間接的に、他の会社・法人を支配する、その支配下にある、あるいは共通の支配下にある会社・法人を意味し、「支配」とは、(a) 会社形態の法人の場合、取締役の選任につき議決権を行使することができる、50% 超の株式を直接若しくは間接に所有していること、又は(b) 会社以外の法人の場合、かかる会社以外の法人の経営及び方針を決定する権限を有する持分の 50% 超を直接又は間接に保有していることを意味する。かかる法人は、所有又は支配が存在する限りにおいてのみ関連会社とみなされる。上記において、Dassault Systèmes SE は、いかなる法人にも支配されているとはみなされないものとする。
3. **注文書** 注文書とは、3DS が発行する、注文された製品及び（又は）サービス並びにその履行の条件を記載した文書を意味する。サプライヤーが注文書について何らかの問題点を指摘した場合、3DS はかかる問題点を是正するため、新たな注文書を作成することができるものとする。
4. **3DS** 3DS とは、注文書に特定される、Dassault Systèmes SE が直接又は間接的に(i) 50% 超の発行済株式又は出資持分を保有する、又は(ii) 取締役及び（又は）役員を指名する権限を保有する法人を意味する。
5. **3DS の義務** 3DS は、製品及び（又は）サービスの提供に必要な情報をサプライヤーに送付し、これに関連する合意された価格を支払うことに同意する。
6. **サプライヤーの義務** サプライヤーは、本契約に定める条件に従って注文書を履行するものとし、これには期限の遵守、製品及び（又は）サービスの利用に必要な承認及びライセンスの付与が含まれる。提供される製品及び（又は）サービスは、本契約、業界標準、適用される法律及び規制、並びに特に 3DS の施設においてサービスが提供される場合、3DS の指示に従うものとする。
7. **製品及び（又は）サービスの検収** 両当事者は、製品及び（又は）サービスの検収に関する手続きを定めることについて合意することができ、この合意は本契約又は 3DS が署名した文書に定められるものとする。3DS が問題点を指摘した場合、サプライヤーは本契約の条項に従い、かかる問題点を是正する義務を負う。かかる是正が行われない場合、又は製品及び（又は）サービスの検収を正当な理由により拒否した場合、3DS は損害賠償請求権を留保した上で当該注文書を解除する権利を有する。サプライヤーは、かかる解除に伴ういかなる補償も請求することはできない。検収手続きにおいて両当事者が別途合意しない限り、製品及び（又は）サービスは、効力発生日から 10 営業日後に検収したものとみなされる。さらに、サプライヤーと 3DS は、3DS が類似の製品及び（又は）サービスについて通常行われる時期及び方法により製品及び（又は）サービスの検査を行わなかった場合でも、3DS の保証に基づく権利が消滅しない（廃止されない）ことに同意する。
8. **所有権の移転** 所有権及び損害又は損失のリスクは、製品及び（又は）サービスに関連する納品物の検収時より 3DS に移転するものとする。3DS が問題点を指摘した場合、所有権及び損害又は損失のリスクは、当該問題点が 3DS の満足のいく形で解決された時点から移転するものとする。
9. **知的財産権** 価格の対価として、かつ注文書に別段の定めがない限り、サプライヤーは、提供された製品及びサービスの納品物に生じる、全世界における全ての知的財産権（著作権の場合、日本国著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む。）を、譲渡された知的財産権の法律上の存続期間（法律上の延長期間を含む。）にわたり、創作された時点において、かつ排他的に 3DS に譲渡するものとし、本契約により譲渡するものとする。譲渡される権利には、既知のものであるか将来のものであるかを問わず、磁気、機械、デジタル、光学、電子又はアナログその他のあらゆる媒体を含め、あらゆる媒体、手段及び方法による、その本来の目的のためであるか、派生的な、又は異なる使用のためであるかを問わず、製品及びサービスの納品物に関する複製権、翻訳権、翻案権、商業化権、上演権及び使用権が含まれるが、これらに限定されないものとする。例外として、注文書に記載されている 3DS に固有でない標準ソフトウェアについては、サプライヤーは 3DS に対し、著作権の法律上の存続期間中、その商業活動の必要性のために、本契約及びかかるソフトウェアの技術的及び機能的な文書に従って、かかるソフトウェア及び文書の作成、アクセス、必要な数のインストール（バックアップ目的を含む。）、翻訳及び使用のための全世界における非独占的なライセンスを付与する。

10. 保証 法律による保証及び注文書に定めるその他の保証に加え、サプライヤーは、製品及び（又は）サービスが本契約に適合することを保証する。特に、サプライヤーは、製品及び（又は）サービスの受領日から 12 ヶ月間、設計、製造、組立て、材料及び（又は）動作における瑕疵に対して 3DS に対し保証する。保証期間中に 3DS の要請があった場合、サプライヤーは、自己の費用負担により、不適合な製品及び（又は）サービスを交換、修正又は再供給することに同意する。保証期間は、製品及び（又は）サービスの交換、修正又は再供給に必要な期間、延長されるものとする。

11. 価格及び支払手続 注文書に別段の定めがない限り、(i)価格は(a)全てを含む、固定かつ最終的なものであり、(b)税金を含まず、(c)旅費及び宿泊費を含む、本契約の履行に必要な事前に承認された費用を含むものとする。当事者は、契約締結後に発生し、一方の当事者に対して契約の履行に際して著しい負担を課すこととなる予見不能な事情の変更により価格の変更を招く可能性のある、予見不能な事情に関する原則を含むがこれに限定されない、あらゆる法定又は法的な仕組みの適用を、明示的に排除することに同意する。(ii)請求書は、3DS が製品及び（又は）サービスを受け入れた時点で発行され、適用法令及び本契約に準拠し、発行日から 72 時間以内に注文書に記載された住所宛てに、関連する領収書を添付して送付されるものとする。(iii)3DS は、注文書に記載された支払い条件に従い、指定の銀行口座への銀行振込により有効に発行された請求書に対する支払いを行う。有効に発行された請求書の支払いが遅延した場合、サプライヤーは、(i)本契約に適用される法律により義務付けられている場合、法定最低利率で遅延金額に対する遅延利息、及び(ii)かかる適用法で義務付けられている場合、許された最低金額で固定の回収補償金を請求する別の請求書を発行することができる。支払いは、3DS による製品及び（又は）サービスの受け入れを構成するとはみなされない。

12. 責任と損害賠償 サプライヤーは 3DS に対し、注文書の不履行、違反、不完全履行及び（又は）履行遅滞について責任を負う。さらに、サプライヤーは、3DS に対し、以下のあらゆる責任、損失、損害、費用（あらゆる合理的な弁護士費用を含む。）、経費及び罰金について、3DS に補償し、3DS を免責するものとする。直接若しくは間接に、(i)製品及び（若しくは）サービスの受領、使用若しくは供給に起因する、又はこれらに関連する、第三者の知的財産権若しくはその他の権利の実際の侵害若しくは侵害の主張に関して、第三者から 3DS に対してなされた請求若しくは法的手続きに起因するもの、及び（又は）(ii)サプライヤーによる、若しくはサプライヤー側の行為、不作為、不履行、遅滞、過失若しくは法定義務の違反（製品及び（若しくは）サービスの正当若しくは適切な提供の違反若しくは不履行を含みます。）に関連して、3DS 及びその従業員、代理人若しくは第三者が被った損害。サプライヤーは、(i)かかる法的手続き又は請求（該当する場合）の存在又はそのおそれを知った後速やかに 3DS に通知すること、(ii)3DS が要求した場合、当該法的手続きを 3DS に委ねること、(iii)3DS に対し、全ての情報、物品、資料、商品、文書及びその施設へのアクセスを付与すること、並びに(iv)3DS の事前の書面による同意を得ることなく、当該紛争について責任を認め、又は解決しないことに合意する。製品及び（又は）サービスが第三者の知的財産権を侵害している場合、サプライヤーは、自らの費用で、(i)3DS が当該製品及び（若しくは）サービスを引き続き使用するためのライセンスを取得する、(ii)製品及び（若しくは）サービスを第三者の知的財産権を侵害しないように変更する、又は(iii)製品及び（若しくは）サービスを第三者の知的財産権を侵害しない同等の製品及び（若しくは）サービスで置き換えることに同意する。明確化のために、3DS のその他の契約上及び（又は）法的な権利及び救済措置は、一切影響を受けないものとする。

13. 秘密情報 秘密情報とは、形態を問わず、秘密性のある非公開の情報であって、「秘密」と指定されたもの、又は合理的な人が秘密であると知り、若しくは合理的に秘密であると理解すべきものであって、口頭又は書面で、3DS 及び（若しくは）その関連会社により、又はこれらの会社のために、効力発生日以降に、直接又は間接にサプライヤー及び（又は）その関連会社に対して過去、現在又は将来において開示され、又は利用可能な状態におかれるものを意味し、これには本契約の存在及び（又は）その内容、並びにあらゆる情報、技術、産業、財務及び商業に関するデータ（3DS データ、納品物を含む。）、発見、アイデア、発明、概念、ソフトウェア、コンピュータ・プログラム、設計、図面、仕様、技術、プロセス、モデル、データ、ソース・コード、オブジェクト・コード、ドキュメンテーション図、フロー・チャート、研究及び開発に関する営業秘密又はノウハウ、並びに財務データ、戦略、販売方法、事業計画、現在及び将来のプロジェクト並びに、より一般的に 3DS 又はその関連会社に関する財務、費用及び価格を含むが、これらに限られない。サプライヤーは、3DS による秘密情報の送付のために特定のツールを利用することができることを通知されており、3DS の秘密情報の送付には当該ツールを使用することを了承するものとする。

各当事者は、(i)秘密情報をサイバーセキュリティ・インシデントから保護するための業界の最善の実務に従い、特に ISO 27001 規格、NIST SP800-53、SOC2 タイプ 2 又は CSA STAR のフレームワークを含む技術的及び組織的な措置を講じ、(ii)3DS の事前の書面による同意を得ることなく、いかなる形式においても、直接又は間接に、第三者（許可された受領者を除く。）に秘密情報を開示、公表又は伝達せず、(iii)本契約に基づく義務を履行するために必要な範囲内でのみ秘密情報を使用するものとする。

秘密情報は、サプライヤーが本契約に基づく任務を履行するために「知る必要性」を証明できる範囲内でサプライヤーの許可された受領者に開示されるものとし、「許可された受領者」とは、サプライヤーの従業員、請負業者、顧問、コンサルタント又は関連会社を意味する。秘密情報の許可された受領者への開示に先立ち、サプライヤーは、本契約と整合する、書面による条件で、当該許可された受領者が秘密情報を保護するようにしなければならない。秘密情報は、法律により開示が義務付けられている場合、又は裁判所の命令その他の法的拘束力のある政府の要請に従うために開示が不可

欠な場合に限り、サプライヤーにより開示されるものとする。このような場合、可能であれば、開示を行うことを要するサプライヤーは速やかに 3DS に対して事前に通知し、3DS が保護命令を求める合理的な機会を与えるものとする。いかなる場合においても、サプライヤーは、全ての事情を考慮して法的に必要又は適切な範囲に限定して秘密情報を開示し、開示を求められる情報について秘密保持措置を得るよう努めるものとする。本契約に定める秘密保持義務は、当該秘密情報が最初に開示された日から起算して 5 年間効力を有するものとする。

サプライヤーは、(i)適用される注文書の解除又は終了時、又は(ii)3DS から書面で請求があった時には全ての秘密情報を 3DS に返却するか、又は破棄するものとし、(i)及び(ii)が発生しなかった場合は、本契約の満了又は解除の日から 30 日以内に、全ての手元にある秘密情報を破棄するものとする。要求があった場合、サプライヤーは、適式に権限のある代表者が署名した、全ての秘密情報が適切に破棄されたことを証明する宣言書を 3DS に提出するものとする。

サプライヤーは、秘密情報に影響を与えるサイバーセキュリティ・インシデントを発見した場合、直ちに 3DS に通知し、秘密情報の管理の回復及びさらなる不正使用又は開示の防止のために 3DS に協力することに同意する。サイバーセキュリティ・インシデントを経験したサプライヤーは、要求に応じて、影響を受けた秘密情報の詳細なリストを提供しなければならない。

14. サイバーセキュリティ 3DS データとは、本契約の履行において、3DS、関連会社、ユーザー及び（又は）それらのために行為する者により、直接又は間接に、あらゆる手段（製品又はサービスによる場合を含む。）によってサプライヤーに伝達され、提供され、及び（又は）サプライヤーがアクセスできるデータ（3DS の個人データ及び秘密情報を含む。）及び（又は）データベースを意味する。本契約の履行中、及びサプライヤーが 3DS データを取り扱う期間中、サプライヤーは、ISO/IEC 27001、NIST SP800-53 又は SOC2 タイプ 2 などの業界の最善の実務に従った適切な物理的、技術的及び組織的な安全対策を講じ、製品又はサービス及び 3DS データの全ての構成要素のセキュリティ（利用可能性、完全性、機密性）を確保するものとする。これらの措置には、以下のものが含まれるが、これらに限定されない：

- サイバーセキュリティ・インシデント（以下の事由が実際に発生した場合及び合理的にその発生が疑われる場合：(i)サプライヤーが管理若しくは支配する、又はその他の方法でサプライヤーが保有する 3DS データの不正使用、改変、開示、盗難又はアクセス、(ii)サプライヤーが管理又は支配する 3DS データの偶発的又は違法な破壊、(iii)サプライヤーが管理又は支配する 3DS データの喪失、又は(iv)サービス又は製品の利用可能性に影響を与えるデジタル又は物理的なセキュリティの侵害、(v)適用がある場合、サプライヤーのセキュリティ措置の欠如、不足又は不備により引き起こされた、又はその結果生じた、上記の(i)から(v)に記述されたいずれかを含むがこれらに限定されない、3DS システムへの不正アクセス。）が発生した場合、サプライヤーは、サイバーセキュリティ・インシデントを発見し、又は通知を受けた後不適切な遅滞なく、かついかなる場合も 48 時間以内に、3DS.CSIRT@3ds.com 宛に電子メールを送信することにより、3DS に通知するものとする。さらに、サプライヤーは、当該サイバーセキュリティ・インシデントの原因及び状況について、速やかに合理的な調査を実施するものとする。3DS の要請があった場合、サプライヤーは、フォレンジック報告書を含む当該サイバーセキュリティ・インシデントに関する調査結果を 3DS に提供するものとする。

- サービス又は製品に影響を与えるあらゆる重大な脆弱性（CVSS ≥ 9）を認識した場合、サプライヤーは直ちに 3DS.CSIRT@3ds.com 宛てにメールを送信することにより 3DS に通知するものとする。

- サプライヤーは、本契約の有効期間中、3DS に対してサイバーセキュリティ用の汎用メールアドレスを通知し、利用可能な状態を維持するものとする。

- サプライヤーは、サービスの実施前に、その担当社員が当該分野における最新技術に準拠したサイバーセキュリティ研修を受講することを保証するものとし、これには現在の脅威、コンピュータ・セキュリティの実務及び社会工学に関する内容が含まれるがこれらに限定されない。

- サプライヤーは、契約期間中、その担当社員にこのテーマに関する適切な研修を継続的に受けさせるようにし、また潜在的な下請業者にもこのテーマに関する同等の研修を受けさせるようにする。サプライヤーが 3DS データを返却し、削除するまで、サプライヤーは本契約に従い、3DS データのセキュリティ及び秘密性を維持させるようにする。サプライヤーに適用される強制力のある法令により、3DS データの返却又は削除が禁止される場合、サプライヤーは本契約に従って 3DS データのセキュリティと秘密性を維持し、当該現地法令で要求される範囲及び期間に限り 3DS データを処理することを保証する。

- 本契約の解除又は満了時に、サプライヤーは、保有又は管理している 3DS データを速やかに 3DS に読み取り可能な形式で返却し、バックアップを含む、存在する全てのコピーを不適切な遅滞なく削除するものとする。

- サプライヤーは、担当社員の採用前に背景調査を実施するものとする。

15. 監査 サプライヤーは、本契約に基づく義務の履行に関する全ての文書を保持するものとする。3DS は、本契約の有効期間中及びその解除又は満了後 3 年間、いつでも当該文書にアクセスし、サプライヤーの従業員又はその下請業者と面談し、サプライヤーによる本契約の遵守状況を検証する権利を有する。

16. データ・プライバシー 本条において定義されていない用語は、適用されるデータ保護法（注文書で特定された 3DS 法人に適用される法律を含むがこれらに限定されない。）に定める意味を有するものとする。適用されるデータ保護法において当該用語が定義されていない場合、当該用語は、当該適用されるデータ保護法における類似の用語と同じ意味を有するものとする。該当する類似の用語が存在しない場合、当該用語の定義として規則（EU）2016/679（GDPR）に定める定義が適用される。サプライヤーは、3DS の個人データ（以下に定義される。）を処理する際に、適用されるデータ保護法に従うことをここに誓約する。本契約の履行において、サプライヤーが「処理者」として指定された場合、サプライヤーは、3DS から提供された個人データ（以下「3DS の個人データ」）を、本契約に定める目的のためにのみ処理するものとする。特に、サプライヤーは、(i)3DS による管理者としての義務の遵守を支援し、(ii)3DS の指示に従って 3DS の個人データを処理し、(iii)3DS の個人データの開示の範囲を、当該個人データの処理に必要な、本契約に定める秘密保持義務と同等以上の義務を負う従業員に限定し、(iv)3DS 又は 3DS が委任若しくは承認した監査人による、検査を含む監査を許可し、これに協力し、(v)本契約に基づく個人データの処理に関するデータ主体からの請求に対応するため、3DS を支援する。本契約の有効期間中、技術の水準、実施のための費用、処理の性質、範囲、状況及び目的並びに自然人の権利及び自由に対するリスクの発生可能性と深刻度を考慮し、サプライヤーは、3DS の個人データを、偶発的な又は不正な破壊、偶発的な喪失、改変、不正な使用、開示又はアクセスから保護するための、特に処理においてデータがネットワークを介して送信される場合における、適切な水準のセキュリティを確保するための技術的及び組織的な措置を実施するものとする。個人データの侵害が発生した場合又はその疑いがある場合、サプライヤーは、当該侵害の発生又はその疑いを知った後遅滞なく、但し、いかなる場合でも 48 時間以内に、3DS に通知するものとする。当該通知には、適用されるデータ保護法で定められた、3DS がその義務を履行するために必要な情報が含まれるものとする。サプライヤーは、本契約に基づき行われる処理行為を、3DS の事前の書面による承認を得ることなく下請けさせることはできない。サプライヤーは、サブ処理者の追加又は交代に関する変更の予定日の少なくとも 30 日前までに、3DS が承認を決定するために必要な情報と共に承認請求書を提出する必要がある。サプライヤーは、3DS の個人データの処理に関与するサブ処理者の最新のリストを保持するものとする。サプライヤーは、適用されるデータ保護法に従い、関係する監督当局によって承認された保護措置（例えば標準契約条項）を使用する場合に限り、3DS の個人データをサブ処理者に提供するものとする。各サブ処理者につき、サプライヤーは、(i)適用されるデータ保護法及び本条に記載された要件と同等か、又はそれ以上に厳格な内容の書面による契約を締結し、(ii)3DS の要請に応じて、当該契約の写し及びサプライヤーのサブ処理者と二次サブ処理者との間で締結された契約の写し（本契約の要求にあてはまらない秘密の取引情報を含まない。）を 3DS に提供し、かつ(iii)サブ処理者又は二次サブ処理者が 3DS の個人データを処理する前に、当該サブ処理者又は二次サブ処理者が本契約で要求される水準の 3DS の個人データに対する保護を提供できることを確認するための適切なデューデリジェンスを実施する。サプライヤーは、自ら指名したサブ処理者（及び二次サブ処理者）の行為、過失及び不作為について、3DS に対して全責任を負うものとする。サプライヤーは、3DS と常に全面的に協力し、要求があった場合、3DS 又はその代表者に対し、3DS の個人データの処理に関して、必要な技術文書、作成されたリスク分析、実施されたセキュリティ対策の詳細なリストなどを含むがこれらに限らない、全ての文書を 3DS に提供しなければならない。本契約の解除又は満了時に、サプライヤーは（3DS の選択により）その保有又は管理する 3DS の個人データの全てを速やかに破棄するか、又は 3DS に返却し、存在する全てのコピーを削除するものとする。

17. 輸出規制 両当事者は、本契約に規定される両当事者間の全ての協力並びに本契約から生じる、付随する権利及び義務は、各当事者並びに（又は）その製品及びサービスに適用される輸出管理法令及び制裁プログラムを含むがこれらに限定されない、適用される全ての法律、規則及び行政の要請を常に遵守することを条件とすることを確認し、これに同意するものとする。特に、輸出管理法令を遵守するために、一方の当事者が製品及び（又は）サービスの提供又は引き渡しを禁止及び（又は）制限された場合、いずれの当事者も本契約に基づく責任を負わないものとする。いずれの当事者も、本契約の履行により当該当事者が輸出管理法令に違反するおそれがある場合、又は継続的な履行により、いずれかの政府機関から制裁又は罰則を課されるおそれがある場合、本契約又は本契約に基づく義務の履行を解除又は一時停止することができるものとする。

18. 保険 本契約の有効期間中、サプライヤーは、自己の費用負担において、死亡及び身体傷害、有形又は無形の損害、並びに事業上の、又は専門家の責任を含むがこれらに限定されない、本契約に基づくサプライヤーの責任を対象とする（一般的に健全であると認められている保険会社による）保険契約を維持することに同意する。契約の履行前に、サプライヤーは 3DS に対し、その要請に応じて、少なくとも保険金の限度額及び保険の範囲を明記した保険証書並びにサプライヤーが支払った最新の保険料の支払い証明を提出することに同意する。

19. インコタームズ 両当事者は、製品及び（又は）サービスの履行又は売買は、最新の適用のあるインコタームズの DDP「Delivered Duty Paid（関税込み持込渡し）」によることに合意する。

20. パートナースhip及び労働法 3DS とサプライヤーの関係は、独立した契約当事者としての関係である。本契約のいかなる規定も、当事者間にパートナースhip、ジョイントベンチャー、又は委託者と代理人の関係を生じさせるものと解釈されず、またサプライヤーの従業員は 3DS の従業員とみな

されない。サプライヤーは、(i)労働法に関する適用される規則を遵守し、特に、本契約への署名時及びその後 6 ヶ月ごとに、3DS 又は 3DS が指定する第三者に、労働法の遵守を証明するために必要な書類を提出し、また(ii)その従業員が、サービスを提供する責任を負う施設において適用のある健康及び安全に関する指示並びに 3DS の指示を遵守するようにすることに合意する。

21. 労働力の安定性 サプライヤーは、当事者間の協力を良好なものとするために、注文書の履行のために安定した作業チームを編成することに同意する。サプライヤーの作業チームのサービス担当者が、一時的又は永久にチームを離脱した場合、サプライヤーは 3DS にその旨を通知し、可能な限り速やかに当該メンバーを代替させるものとする。さらに、サプライヤーは、3DS が人員の変更によりいかなる不利益も被らないようにするため、作業チームを離れる者から新たにサービスの履行を担当する者への知識の移転を確実に行うものとする。この点に関し、サプライヤーは、新たな担当者にサービスの履行を行わせる前に、自己の費用負担において十分な研修を行うことに同意する。

22. 社会的責任と贈収賄防止 サプライヤーは、本契約により、3DS のウェブサイト (<http://www.3ds.com>) に掲載されている「サプライヤーとの 3DS 持続可能憲章」の内容を通知されており、これに拘束されることに同意したことを表明し、保証する。上記の一般性を制限することなく、サプライヤーは、3DS が事業遂行に関連してあらゆる形態の贈賄を容認しないことを確認し、これに同意する。特に、サプライヤーは、(i)贈賄及び腐敗防止に関する全ての適用法令、法規、規則、ガイドラインに従い、(ii)贈賄及び腐敗防止に関する、本契約の準拠法並びに日本、フランス、イギリス（2010 年贈賄防止法）及び米国（FCPA）における類似の適用法令を含む、適用のある全ての法令、規則、ガイドライン（以下「贈賄防止法令」）に従い、(iii)贈賄防止法令に違反する行為、実務又は行動を行わず、また(iv)3DS が贈賄防止法令に違反する状態に陥ることとなる行為を行わず、又はそのような状態に陥らないために必要な行為を行い、また本契約の履行に関連してサプライヤーが受けたあらゆる種類の不当な金銭的又はその他の利益の要求又は請求について、速やかに 3DS に報告するものとする。サプライヤーは、本契約の有効期間中、本条の保証又は確認を無効にする事実又は状況を 3DS に速やかに通知するものとする。サプライヤーは、本契約で承認された範囲内で、自社のサプライヤー及び下請業者に対し、これらの約束を遵守するよう促すことに合意するものとする。サプライヤーがこれらの約束のいずれかに違反した場合、当該違反は重大な違反を構成し、3DS は本契約を直ちに解除する権利を有し、サプライヤーは、当該違反により 3DS が被った一切の損失（結果的な損失又は損害を含む。）、責任、手数料、損害、経費及び費用を 3DS に補償するものとする。サプライヤーは、利益相反のリスクがある場合には本契約の履行前に、及び本契約の履行中にその事実を知った場合にはその後直ちに、かかるリスクについて以下のアドレスに通知するものとする：3DS.Suppliers-Mediator@3ds.com。

23. 契約期間 本契約は、注文書が発行された日に効力を生じ、両当事者の義務の履行が完了するまで有効に存続する。

24. 解除 3DS は、他の権利及び救済を制限することなく、(i)サプライヤーがその義務に違反し、違反を特定してその解消を求める書面による通知を受領した後 10 営業日以内に違反を是正しない場合、(ii)サプライヤーが利益相反の申告義務に違反した場合、及び(iii)3DS の都合によりいつでも 10 営業日前の書面による通知を行った場合、本契約を解除することができる。本契約が解除された場合、サプライヤーは 3DS に対し、その時点において完全であるか否かにかかわらず、全ての製品及び（又は）サービスの納品物を直ちに引き渡すものとする。

25. 不可抗力 適用される法律及び管轄を有する裁判所の判例法により定義される不可抗力事由により本契約に基づく義務を履行できなかった場合、いずれの当事者も責任を負わないものとする。但し、サプライヤーは、書面により速やかに、そしていかなる場合においても当該不可抗力事由の発生後 5 暦日以内に、3DS に対して通知するものとする。サプライヤーは、当該事由がその義務に与える影響を軽減するために実施する予定の方策及び手段を 3DS に通知するものとする。但し、当該不可抗力事由が 30 暦日を超えて継続する場合、3DS は、当該不可抗力事由により影響を受けるサービスの全部又は一部を解除することができる。

26. 譲渡 本契約に基づきサプライヤーが権利及び義務（合併、買収、資産若しくは証券の売却、取締役及び役員の変更、支配権の移転又は株式の交換による場合を含むがこれらに限定されない。）を譲渡、委任又は移転する場合、3DS の事前の書面による同意を必要とする。かかる同意を得ることなくこれらの行為を行う試みは、無効とみなされる。適用される強制法規により別途必要とされる場合を除き、3DS は、サプライヤーの同意を得ることなく、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、譲渡、委任、下請け又はその他の方法により移転させることができる。適用される強制法規により同意が必要とされる場合、当該同意は不当に留保されないものとする。

27. 下請け サプライヤーは、3DS の事前の書面による具体的な承認を得ることなく、サービスの履行の一部又は全部を下請けさせることはできない。当該承認の申請は、下請けを開始する日の少なくとも 30 日前までに、3DS が承認について判断するために必要な情報と共に 3DS に送付されなければならない。いずれの場合においても、(i)サプライヤーは、サービスの履行に関与する下請業者の最新のリストを保持し、請求に応じて 3DS に提供できることを要し、また(ii)サプライヤーは、承認された下請業者の行為、過失及び不作為について、3DS に対し全責任を負うものとする。

28. 完全合意 両当事者間で 3DS 調達基本契約が締結されていない場合、本契約は、その対象事項に関する当事者間の合意の全てを定めるものとする。本契約は、その効力発生日をもって、書面であるか口頭であるかを問わず、同一の対象事項に関する全ての書簡、提案、申し出及び全ての過去又は同時期の契約に取って代わり、これを置き換えるものとする。サプライヤーの販売約款は、注文書が当該販売約款の全部若しくは一部を含む文書又は当該販売約款を参照している場合であっても注文書に適用されないことに合意する。

29. 経済的依存関係 サプライヤーは、経済的依存関係のリスクが生じた場合、直ちに 3DS に通知するものとする。この義務は均衡のとれた関係を確保するために不可欠である。

30. 解釈 本契約の各条項は、可能な限り法的に有効となる方法で解釈されるものとする。本契約の条項のいずれかが、いずれかの法律の規定及び（又は）管轄権を有する裁判所又は行政機関の執行可能な決定により違法、無効又は執行不能であることが判明した場合、当該条項は、他の条項の有効性に影響を及ぼすことなく無効とみなされ、同等の法的及び経済的效果を有する有効な条項で置き換えられるものとし、両当事者はかかる条項について誠実に交渉することに合意する。

31. 準拠法及び管轄の帰属 本契約は、抵触法の原則を適用せず、国際物品売買契約に関する国連条約の適用を排除して日本法に準拠するものとする。(a)本契約の履行及び（又は）解釈に関する紛争は、3DS の調停人（以下「調停人」）に付託されるものとする。調停人の目的は、両当事者が解決策を見出すことを支援することである。両当事者は、1 ヶ月の期限内に正しく公正な解決策を見出すために最善の努力を尽くすことに合意する。解決策が得られない場合、両当事者が期限の延長に合意しない限り、紛争は東京地方裁判所及びその上訴裁判所の管轄権に服すものとする。(b)上記(a)項の規定にかかわらず、3DS は、保護措置又は仮差止命令の実施のため、あらゆる国の管轄権を有する裁判所に申立てを行うことができる。

32. 一般条項 (i)本契約のいかなる条項の放棄、変更又は取消しも、両当事者が署名した変更契約により正式なものとされない限り、効力を有しない。(ii)いずれかの当事者が、あらゆる状況において本契約の条項の履行を要求しなかった場合であっても、当該条項又はその他の条項のその後の履行を妨げることは一切ない。(iii)通知は、本契約に記載された住所宛てに書面により送付することを要する。(iv)GTC は、あらゆる従前の 3DS の購入に関する一般約款を置き換えるものとする。(v)GTC、注文書及び仕様書の間で食い違い、不一致又は矛盾がある場合、注文書に別段の定めが明記されていない限り GTC が優先する。

33. 存続 本契約が理由の如何を問わず解除され、又は満了した場合、以下の条項は永久に存続する：「責任と損害賠償」、「秘密情報」、「監査」、「データ・プライバシー」、「解釈」、「準拠法及び管轄の帰属」及び「一般条項」。

(以上)